

寝市職労第 15 号
2017年5月12日

寝屋川市長 北川 法夫 様

寝屋川市職工労働組合
執行委員長 西野 正哲

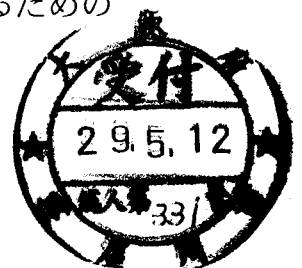


夏季重点要求書

市職労は5月12日、第4回中央委員会を開催し2017年夏季闘争に際しての重点要求を下記の通り決定しました。交渉にあたり、市当局の誠意ある回答を要求するものです。

記

1. 第6期定員適正化計画が示されましたが、計画にこだわらず、人員確保、育成、業務の継承の観点から、事務職をはじめ、技術職、保育士、教員、養護教員、看護師、保健師、児童指導員、社会福祉士など福祉系専門職、技能職など全ての職種において採用を行うこと。
2. アンケートによる夏季一時金の要求額、正規職員について条例分+1.7ヶ月+8万円、任期付短時間勤務職員について条例分+1.9ヶ月+20万円、再任用職員条例分+1.4ヶ月+5万円を6月30日までに支給すること。
3. 役職者加算を廃止し、全職員一律10%に引き上げること
4. 主査制度廃止に伴う新たな管理監督職について、早期に協議を再開すること。
5. 夏期休暇について、7日間とし、7月から9月まで取得期間とすること。
6. 市役所に働く全ての労働者の賃金労働条件の向上となる措置を行うこと。
特に、非正規職員の処遇については、賃金引き上げ、休暇の付与等について、均等待遇の観点から正規職員と同等とすべく、向上にむけた具体策を示し、早急に実施すること。
7. 人事評価制度について、係長職を評価者からはずすこと。任期付短時間職員、再任用職員への評価は廃止すること。一時金への反映をやめること。
8. 係長職員に管理職手当とともに超過勤務手当を支給すること。
9. 職種変更については、人員計画と業務内容、配置体制などの整合性を明らかにし、必要性を見極め、安易に導入しないこと。
10. 心の健康法やメンタルヘルスについての正しい知識を身に付けるための教育・研修を系統的に実施すること。



- 1 1. 勤務時間短縮、休憩取得の確実な保障、実効ある超過勤務縮減、年次有給休暇の取得促進などのとりくみを行うこと。
- 1 2. 子宮がん、乳がん検診など希望者全員を対象に、定期健診で受診できるようにすること。
- 1 3. 子の看護休暇について、小学校卒業までに引き上げること。

再任用・非正規職員について

- 1 4. 定年退職者の再任用について、希望するすべての職員を任用すること。
- 1 5. フルタイム再任用者について5級以上で任用すること。
- 1 6. 再任用職員の任用基準について、病気休暇等日数制限について事由等個々の条件を勘案し、緩和すること。
- 1 7. 任期付短時間職員について、賃金・手当・休暇などについて、均等待遇の観点から抜本的に改善を図ること。
- 1 8. 任期付短時間職員の賃金に経年加算を拡大すること。
- 1 9. 恒常的業務について、雇用年限を切った雇い入れは行わないこと。
- 2 0. 非常勤職員について、一時金を支給すること。
- 2 1. 非常勤職員に夏季休暇を制度化すること。
- 2 2. アルバイト職員について、時間給1000円以上、日給8000円以上に引き上げること。